6 報告者の属性	(2) 特定株主等	
	(3) 役員構成	
	(4) 要件該当性	□ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項各号に規定する要件に該当しません。 □ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第３条の２第４項各号に規定する要件に該当しません。